

特別警報・警報・注意報発表、警戒レベル発令時にかかわる登下校について

1. 児童が登校する以前に、警報（すべての）が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① すべて解除されるまで登校させず、家庭で待機させてください。
 - ② 始業時刻の1時間前（午前7時15分）までに解除された場合は、平常通り授業を開始しますので、安全を確かめて登校させてください。
 - ③ 始業時刻の1時間前から正午まで（午前中）に解除された場合は、解除後1時間たってから授業を開始します。安全を確かめて間に合うように登校させてください。午前授業とするか、昼食をどうするか等の指示は、状況に応じてお知らせします。
 - ④ 正午を過ぎてから（午後）に解除された場合は、学校を休業とします。
 - ⑤ 土曜日等の午前中だけの教育活動については、始業時刻に発令されている場合は学校を休業とします。
 - ⑥ 午前中に解除されても、通学路が危険な場合や自宅の被害が著しい場合は、学校へ連絡して、自宅待機してください。
- ※岐阜市教育委員会による給食カット、気象庁や岐阜地方気象台等による警報及び警戒レベル3以上の解除の見通しをもとに、上記に限らず判断する場合は、保護者向けメール配信でお知らせします。

2. 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表された場合

- ① 強風注意報発表時等の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、授業を中止し、職員の見届けのもと、下校させることがあります。
- ② 暴風警報発表時等の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の安全な場所で待機させ、保護者に引き渡します。安全を確かめて、迎えに来てください。引き渡し訓練で方法を周知します。

※登校を見合わせる場合や、授業を中止して下校する場合、帰宅状況を確認する場合、保護者に引き渡しを実施する場合など、緊急の対応をする場合は、保護者向けメール配信等で家庭に連絡します。場合によっては、アンケート機能付きのメールを配信して、その回答で状況等を確認します。

※強風注意報・暴風警報の発表が予想される時には、給食が提供できない場合があります。また、時間を早めて簡易給食にしたり、給食を食わずに下校したりする場合があります。

3. 児童が登校してから警報（大雨・洪水・大雪等）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 発表時又は発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内及び各教育施設の最も安全な場所で待機させ、保護者に引き渡します。ただし、児童生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合、学校による危険箇所の確認後、適切な時間帯に教師引率またはポイントでの見守りによる集団下校とします。
- ② 通学路が危険な場合や自宅の被害が著しい場合は、学校へご連絡ください。

4. 特別警報（市全域に大規模な災害発生が予想される）が発表された場合

- ① 特別警報が発表されたら、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」などの児童の安全を最優先した措置をとります。ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すことがあります。

5. お願い

- ① 注意報や警報の発表時に学校への電話の問い合わせは、重要な連絡が取りにくくなりますので、ご遠慮ください。
- ② 地域の被害状況など、登下校の安全にかかわる情報提供にご協力ください。
- ③ 注意報や警報の発表や災害発生が予想される場合は、気象情報等の状況把握と保護者向けメールの受信の準備に努め、児童の帰宅や引き渡しを想定した対応をご準備ください。